

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
産物売払契約 (第1001号)	令和元年(2019年) 8月8日	住所 中川郡美深町字南町30番地7 名称 上川北部森づくり協同組合	9,288,000	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。  ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）	
産物売払契約 (第1901号)	令和元年(2019年) 8月27日	住所 中川郡美深町字南町30番地7 名称 上川北部森づくり協同組合	6,156,000	「道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の運用について」の2の8を適用。 育林事業と当該事業により発生する伐倒木等の販売を一貫して実施する事業(併用事業)を契約するとき。 〔適用の理由〕 併用事業は、保育間伐の確実な実行と負傷材となる立木の有効利用を目的として、支出契約と収入契約を同時に行うものであり、競争入札には適さない契約である。 このため、木材の有効利用の観点から、育林事業と立木買受の両方の資格を持つ事業者の木材の利用状況を調査し、最も有効な利用が図られる事業者を選考することから代替者はない。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（二）	
産物売払契約 (第2101号)	令和2年(2020年) 2月18日	住所 中川郡美深町字南町30番地7 名称 上川北部森づくり協同組合	15,070,000	「道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の運用について」の第2の7を適用。 道有林野産物の協定販売等に関する協定に基づき販売するとき。 〔適用の理由〕 道有林野産物長期安定供給販売実施事業（平成29年3月29日道有林第1009号）に基づく協定は、当該協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（二）	
産物売払契約 (第1401号)	令和2年(2020年) 2月18日	住所 中川郡美深町字南町30番地7 名称 上川北部森づくり協同組合	1,210,000	「道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の運用について」の第2の7を適用。 道有林野産物の協定販売等に関する協定に基づき販売するとき。 〔適用の理由〕 道有林野産物協定販売実施事業に基づく協定は、当該協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（二）	